



議案第九十六号

昭和五十九年度奥地林道若桜・江府線（三朝区間）災害復旧工事

請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり昭和五十九年度奥地林道若桜・江府線（三朝区間）災害復旧工事請負契約の締結についての議決（昭和五十九年八月七日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年拾貳月五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

五 工 事 完 成 期 限 中 「 昭 和 五 十 九 年 十 二 月 十 五 日 」 を 「 昭 和 六 十 年 三 月 二 十 日 」
に 改 め る 。